県立文化会館指定管理者審査基準

【必須項目の審査】

- ・「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。
- ・標準に満たない場合はO点。意見聴取をした外部有識者等の過半数がO点を付けた審査内容があり、選定委員がこれを 適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配点
事業計画の内容が県 民の平等な利用を確 保することができるも のであるか(指定手続 条例第3条第1号)	施設の設置目的及び県が 示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか	3
		県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が 合致するか	3
		経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラ ルは適切か	3
	体的な手法及び期待される	事業内容等が一部の県民、団体に対して不当に利用を 制限又は優遇するものではないか	3
		要配慮者への対応は適切か	3
個人情報等の取扱は 適正か	個人情報・データ保護の取 組	個人情報・データ保護のための適切な措置がとられているか	3

合計 18

【一般項目の審査】

選定基準	視点	審査項目	審査内容	配点		
事業計画書の内容が、 画書のの効用 を最大限に効果的に発 のであるか。 のであるが、 のであるが、 第2号)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	利用者の増加を図るための具体的手法及び 期待される効果	年間の広報計画の内容は適切か (情報発信、利用拡大の取組は適切か)	2		
			利用者増加への取組内容は適切か (利用者のニーズの把握、苦情への対応は十分なされる体制となっているか)	3	7	
			地域、関係機関、ボランティア等との連携が図れているか	2		
		サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	募集要項に示した内容への提案が適切なものか	5		
			文化会館の特徴、機能を活かし、自主性・独創性がある事業が企画されているか	3		
			鑑賞事業は、県民に質の高い文化芸術に触れる機会を 提供する企画となっているか	5		
			県民参加型事業、県民参加の推進事業は、県民の文 化芸術活動を促進する企画となっているか	5		
			青少年や新進芸術家等の育成事業は、文化芸術を次 世代につなぎ、裾野拡大に資する企画となっているか	5	37	50
			伝統文化の保存継承事業は、伝統文化に対する県民 の理解を深め、保存継承に資する企画となっているか	5		
			文化芸術に対する県民の関心を高めるための啓発的 な提案があるか	3		
			2館を連携した取組について効果的な提案があるか	3		
			利用者サービス向上のための取組に工夫が見られるか	3		
		施設の維持管理の内 容、適格性及び実現の 可能性	求めている内容が事業計画書で提案されているか	2		
			施設管理・安全管理は適切か	2	6	
			維持管理は効率的に計画されているか	2		
	経 管理に係る経費の縮 費 減効果又は収益性の	経費の縮減方法に工夫と実効性があり、現実的なもの となっているか	5		10	
	面	確保	収益の確保方法に工夫と実効性があり、現実的なもの となっているか		5	

選定基準	視点	審査項目	審査内容	配点		
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力(人員、財政的基盤等)を有しているか。(指定手続条例第3条第3号)	体 の 安定的な運営が可能と なる人的能力		収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか	2	6	
			収支計画の実現可能性はあるか	2		
			販売費及び一般管理費の額は適正か	2		
			事業を企画する職員の配置が十分か	3		
			ホールの運営(舞台、照明、音響)体制は適切か	3		
			勤務体制の機動的・機能的な運営が図られているか	3	15	30
			専門的技術を有するスタッフ確保の方策は適切か	3		
			職員の指導育成、研修体制は十分か	3		
			団体の財務状況は健全か	2	4	
			金融機関、出資者等の支援体制は十分か	2	4	
		実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか	5			
	危機管理対策		災害、事故等に備えた危機管理対策は適切か	5		
その他	地域貢献		地域の魅力、賑わい創出に取り組むこととし、施設が単なる「鑑賞の場」ではなく、社会的包摂の観点から、多様な人々が集い、憩い、交流することができる公演、催事等の開催、情報の収集・提供等を行う取組の提案があるか			10

合計 100

総合計 118

千葉県立文化会館指定管理者グループ応募に係る団体審査基準

選定基準	審査項目	審査内容	配点
		グループの設立の経緯は明らかになっ	10
事業計画書に沿っ		ているか	
た管理を安定して		グループ応募する必要性・理由は妥当	10
行うために必要な	グループで応	なものか	
能力(人員、財政	募する団体に	構成団体の役割分担及び責任分担は明ら	10
的基盤等)を有し	係る確認	かになっているか	
ているか。	事項	構成団体の人員配置は妥当であるか	10
(指定手続条例第			
3条第3号)		各団体の経費配分は妥当であるか	10
		合計	50

[※]各項目の必要点数は5点以上とし、かつ、合計の点数が35点以上で適格とする。